

入札心得

- 第1 入札書は、所定の手続きにより指定された時刻までに提出しなければならない。
- 第2 代理人が入札しようとするときは、入札者の委任状を持参し、入札執行者に提出しなければならない。
- 第3 入札参加者または入札代理人は、次の者に入札の行為を委任し、または入札の代理人とすることができない。
- (1) 「地方自治法施行令第167条の4」に該当する者
 - (2) 法人企業の場合は、その役員および使用人以外の者
 - (3) 個人企業の場合は、入札執行者が入札者を代理するに足りると認められた以外の者
 - (4) 当該入札に対する他の入札者または入札代理人
- 第4 共同企業体が入札者の場合は、当該企業体の代表者が参加して入札しなければならない。
- 第5 入札参加者または入札代理人は、入札書を提出した後は、開札の前後を問わず入札書の引換え、または入札の取り消しをすることができない。
- 第6 予定価格の範囲内の入札がないときは、開札後直ちにその場所において再度の入札を行う。この場合における入札の回数は、初回を合わせて2回を限度とする。ただし、設計額を事前公表した場合においては、これを超える金額をもって行った入札は無効とする。なお、無効な入札を行った者は、再度の入札が行われる場合、これに参加させない。
- 第7 入札参加者は、入札が終了するまでは入札執行者の指定する場所で待機し、無断でその場所を離れたり他の入札者と会話など一切してはならない。
- 第8 入札参加者は、入札執行が終了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
- (1) 入札執行前には、入札辞退届を契約管理課に直接持参し、または郵送（入札前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - (2) 入札執行中には、入札辞退届またはその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出して行う。
- 第9 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 第10 指名競争入札の場合、入札の辞退等により入札者が1人のときは、入札の執行を取りやめる。再度入札の場合も同様とする。
- 第11 入札参加者は、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 第12 入札参加者が不正の行動をするなど入札が公正に執行できないと認められるときは、当該入札参加者を参加させず、または入札の執行を延期、もしくは取りやめることがある。
- 第13 次の各号の1に該当する場合の入札は無効とする。
- (1) 入札を行う資格のないものなした入札
 - (2) 入札保証金を要するものについては、所定の日時まで所定の入札保証金を

納付しないもののなした入札

- (3) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
- (4) 入札書記載事項を加除訂正した箇所もしくは氏名の下に押印のないもの、または記載内容が確認できないもの
- (5) 同一事項に対して2通以上の入札をなしたもの
- (6) 他人の代理を兼ね、または2人以上の代理をなしたものの入札
- (7) 入札の際、不正な行為をした者の入札
- (8) 協定して行った入札
- (9) その他入札者が入札の条件に違反した入札

2 初回の入札において前項各号に該当する無効な入札を行った者は、再度入札には参加できない。

第14 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内での最低の価格をもって入札したものを落札者とする。ただし、次の各号に該当する場合を除く。

- (1) 鯖江市財務規則第106条の規定に基づく最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 鯖江市財務規則第106条の2の規定に基づく低入札調査価格を設け、その価格を下回る価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、その者について入札価格の妥当性を調査し、落札者を決定するものとする。

2 前項第2号の低入札調査価格を下回る価格を持って入札した者は、入札執行者の行う調査に協力しなければならない。

第15 落札者が契約を締結するまでに、鯖江市から指名停止等を受けた場合は、契約を締結しないことがある。

2 前項により契約を締結しない場合は、鯖江市は一切の損害賠償の責を負わない。

第16 初回の入札において、最低制限価格未満の者は、再度の入札は認めない。

第17 入札執行者が指定した場所への出入は、当該関係者以外一切認めない。

第18 入札執行者の指示に従わないときは退場させる。

第19 入札結果は、鯖江市ホームページおよび鯖江市役所掲示場に公告する。

第20 公告日または入札日において入札参加資格の無い者は、当該入札に参加できない。

(令和元年10月)